

## 第〇条（退職金の計算方法）

退職金は、退職時における基本給に別表に定める支給率を乗じて算出する。

2 前項に定める支給率は、以下のとおりとする。

- |                            |         |
|----------------------------|---------|
| (1) 解雇、定年退職、会社都合退職、死亡、役員就任 | 支給率 1.0 |
| (2) 自己都合退職、休職期間満了して退職、懲戒解雇 | 支給率 0.8 |